

高齢者、障害者等の避難に関する
作業グループ会合における
内閣府防災説明資料

内閣府政策統括官（防災担当） 付
参事官（被災者行政担当）

防災基本計画（令和元年5月）（抄）

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 第6節 7

（4）避難行動要支援者名簿

- 市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

防災基本計画（令和元年5月）（抄）

- 市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得ることにより，または，当該市町村の条例の定めにより，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- 市町村は，安全が確認された後に，避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため，運送事業者等の協力を得ながら，移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

防災基本計画（令和元年5月）（抄）

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 第6節

6 要配慮者への配慮

- 市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
- 避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

障害者基本計画（平成30年3月）（抄）

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

3. 防災、防犯等の推進

（1）防災対策の推進

- 障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進する。
- 自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、砂防えん堤等の施設整備等及び危険な区域の明示等のハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進する。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、地方公共団体における必要な体制整備を支援する。

障害者基本計画（平成30年3月）（抄）

- 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、避難所において障害者が障害特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるよう市町村の取組を促していく。また、必要な福祉避難所を確保するよう市町村の取組を促していく。さらに、車椅子利用者も使用できる応急仮設住宅の確保が適切に図られるよう、地域の実情を踏まえつつ、災害救助法に基づく応急救助の実施主体である都道府県の取組を促していく。
- 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、福祉避難所の協定など、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組む。
- 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、全国の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの導入を推進する。
- 水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進する。

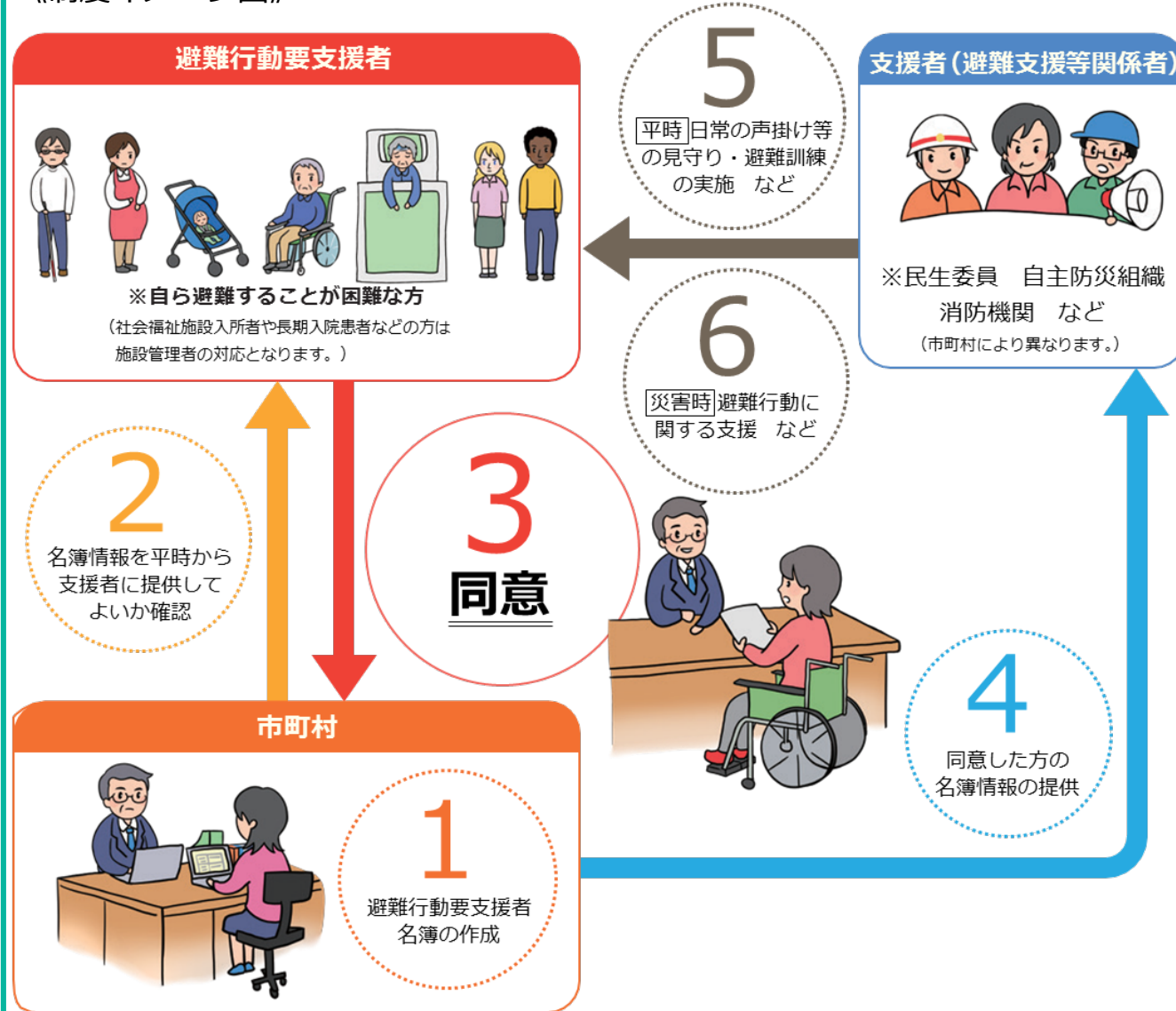
障害者基本計画（平成30年3月）（抄）

- 障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法、消防法の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。
- 各地方公共団体における平常時の防災体制や、災害発生後の避難所、応急仮設住宅等において、障害のある女性を含め、防災・復興の取組での女性への配慮を促すため、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等の内容を踏まえ、情報提供を行う。

避難行動要支援者名簿について

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に対し、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けた制度。

《制度イメージ図》



《制度内容》

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
※ただし、条例で特別の定めがある場合は同意不要。
- ③ 現に災害が発災、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

《名簿情報例》

氏名	生年月日
性別	住所・居所
電話番号	など

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等について災害対策基本法に規定されたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組の指針として示したもの。

<構成と主な内容>

第1 全体計画及び地域防災計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方等について、全体計画に定めるとともに、重要事項であり、地域性に配慮しなければならない事項については、地域防災計画にも定める。



第2 避難行動要支援者名簿の作成等

避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供するに当たってのポイントについて、手順に沿ってまとめている。

(1) 要配慮者の把握

関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握する。



(2) 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

支援に必要となる情報を適宜更新し、共有する。



(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時から名簿を提供することについて同意を得られた避難行動要支援者について、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿を提供する。



第3 個別計画の策定

名簿情報に基づき、市町村又は市町村から依頼を受けたコーディネーターが中心となって、個別に避難行動要支援者と打合せ、一人一人の避難行動について、具体的な打合せを行い、個別計画を策定する。

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

第4 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

発災時又は発災のおそれが生じたときにおける避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等のポイントについて、手順に沿ってまとめている。

(1) 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等により広く周知するとともに、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう情報伝達について配慮する。



(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行う。



(3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難支援が及ばなかった避難行動要支援者（名簿提供に不同意であった者を含む）も含め、安否確認を行う。



(4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者等の引継ぎや避難場所から避難所への運送を行う。

第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

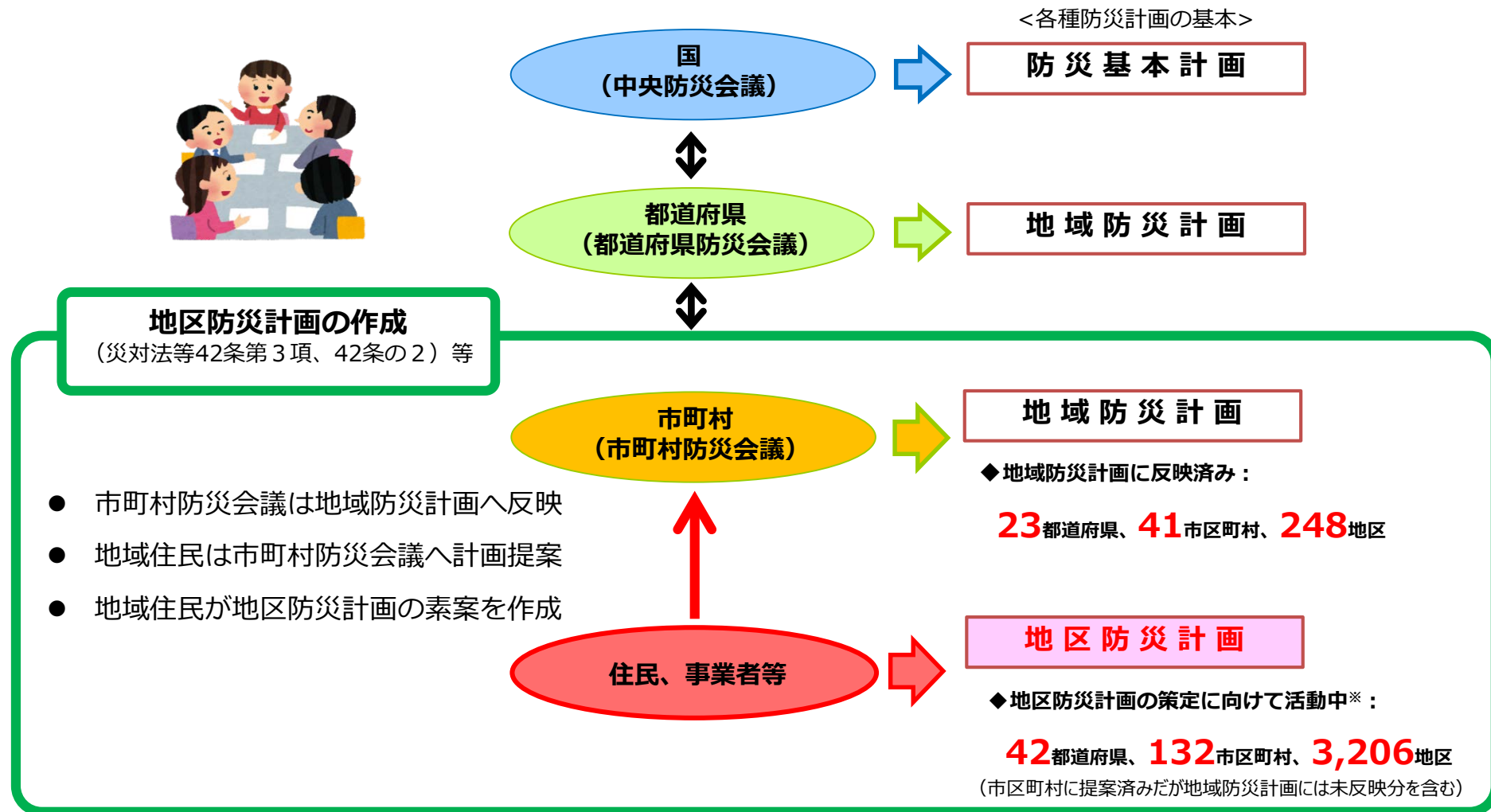
平常時から、住民等の理解と協力が得られるよう広報等を行い、支援者たりうる者の数を増やし、地域の共助力を強化する。

避難行動要支援者も参加し、情報伝達、避難行動支援等について実際に機能するか点検しておく

地区防災計画制度の概要



- 地域住民が自発的に防災計画を作成する活動を応援するため、災害対策基本法が改正され、平成26年4月から「地区防災計画制度」が開始。
- 住民等が地区の防災計画を策定し、市町村へ提案できる計画制度。(平成26年4月1日施行)

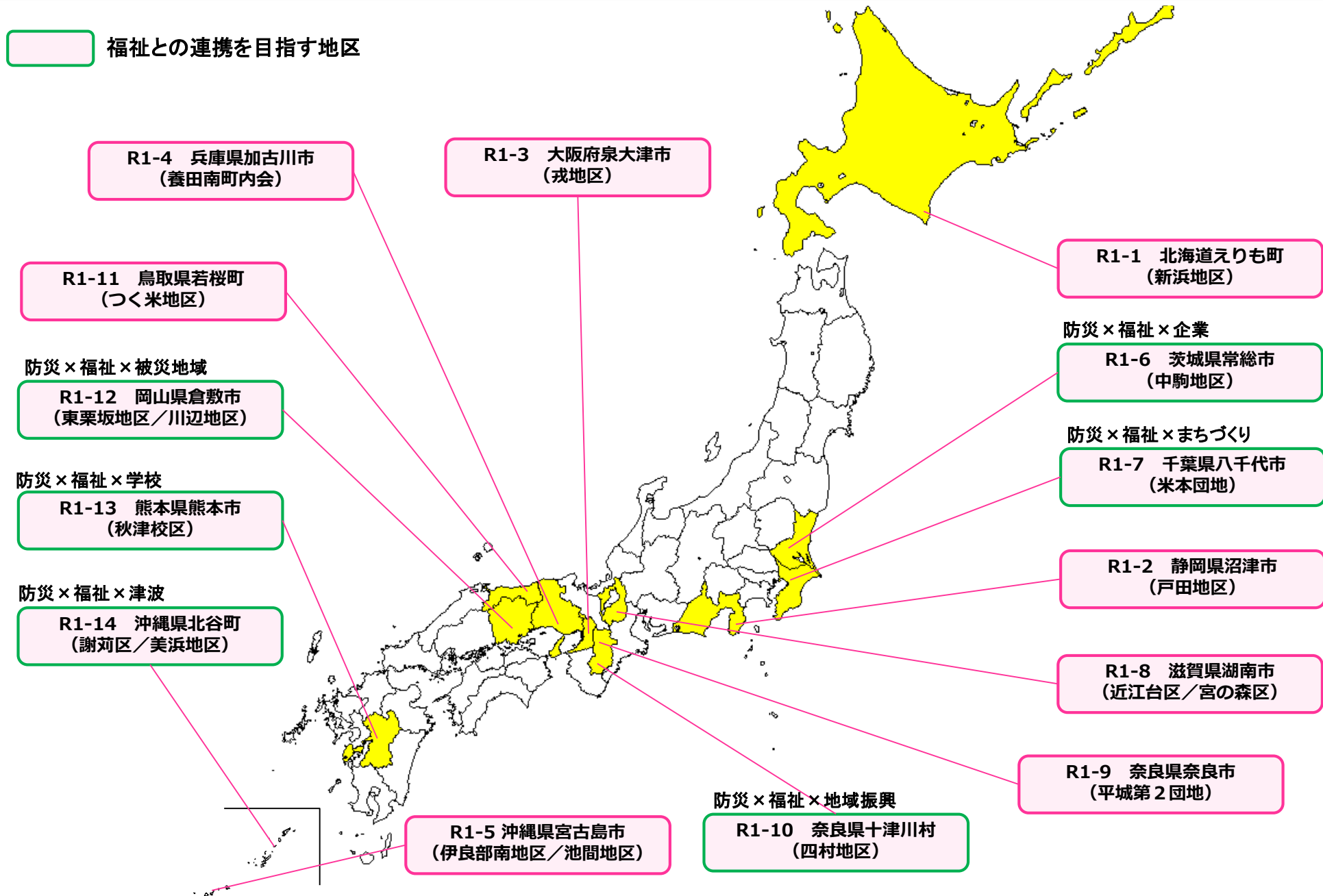


※策定数は、H30.4.1時点（最終更新 H31.2.20）の集計値である。

令和元年度 地区防災計画の策定に向けた支援対象地区



福祉との連携を目指す地区



三善地区(愛媛県大洲市)

- 三善地区は、平成27年度に地区防災計画を策定。平成28年度に内閣府の支援により、「災害避難カードモデル地区」としてWSを行い、避難訓練を通じて、見直しを行いながら、仮の災害避難カードを完成。
- 平成29年度には、各世帯1人以上が説明会に参加し、避難行動の確認や高齢者等要配慮者と支援者を関連付ける等、一人一人の役割を設定し、地区毎の災害避難カードを完成させた。
- 平成30年7月豪雨時に、地区住民全員が無事に避難



ワークショップの様子

「災害・避難カード」ーわたしの情報	
名前	
性別	血液型
生年月日	
住所	
電話番号	
留意事項	持病、飲んでいる薬など
避難時は、このカードを持って行く!	



災害避難カード(名刺タイプ・マップタイプ)

札幌時計台ビル(北海道札幌市)

- 札幌時計台ビルは、日中災害が発生した場合、テナント同士が協力することができるようにするために、ビル内69のテナント(札幌時計台雲母保育園やエフエム北海道等)が連携して地区防災計画の取組を実施。
- テナント同士が互いが協力し合い、赤ちゃんも働く人も安心できるビルにするため、防災訓練の実施や保育園対応チームの結成等に取り組んだ。
- 平成31年3月、地域防災計画に位置付け



防災訓練実施の様子



企業と地区の連携による防災力の向上(イメージ)